

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第二十六号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十九年佐賀県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「支給内申」を「支給手続」に改め、同条中「退職手当（を「退職者（死亡による退職の場合にあつては、その遺族）は、退職手当（」に、「を支給する」を「の支給を受ける」に改め、「所属の長は、」及び「退職手当支給内申書（様式第一号）」を削り、「添えて、これを任命権者に提出しなければならぬ」を「任命権者に提出するものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所属の長は、任命権者が必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、退職手当支給内申書（様式第一号）に同項各号に掲げる書類を添えて、これを任命権者に提出するものとする。

第四条の見出しを削り、同条中「の内申書」を「の規定により提出された書類」に、「所属の長及び退職者」を「退職者（同条第二項の規定により退職手当支給内申書が提出された場合にあつては、所属の長及び退職者）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第三条及び第四条の規定は、この規則の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。